

令和元年第9回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和元年9月20日（金） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（9名）

1番	坂元勝志	2番	坂元兼一
3番	田畑和成	4番	豊増文夫
		6番	南原奈美子
7番	赤崎敬一郎	8番	吉留義晃
9番	栗牧伸一	10番	池山準一

出席推進委員（22名）

11番	下市博彰	12番	甫立浩二	13番	野間菊昭
14番	山崎博文	15番	久保菌正昭	16番	柿園藤男
17番	帖佐達郎	18番	三腰修一	19番	竹井好博
		21番	濱田誠	22番	徳留伸一
23番	下屋敷正	24番	野元秀一	25番	栗野一三
26番	堀之内睦			28番	大迫勝哉
29番	竹之内重則	30番	熊田孝治	31番	松尾秀樹
		33番	米永正幸	34番	坂元智一
35番	黒瀬陸朗				

職員（4名）

事務局長	岩下純一
農地係長	松山明浩
農地係主査	下大迫誠
農地係主査	福留章乃

4 欠席農業委員（1名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について (7件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について (4件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (1件)
- (5) 議案第5号 非農地証明について (1件)
- (6) その他

6 その他

事務局長	ただ今から令和元年第9回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。 出席人員につきましては、10名中9名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中22名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。、 8番 吉留義晃委員、9番 栗牧伸一委員をお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 意見が無いようですので、会務報告を終わります。 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局 (下大迫)	「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明 農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
31番委員	9-1番について説明をいたします。申請地は上狩宿集落から鶴田ダムへ行く途中の国有林の中にある田でございます。渡人の●●さんはこの集落の出身でございます。受人の●●さんの所に娘さんが嫁がれていて、この関係で現在は鶴田にお住まいです。申請地は現在作付けはしてございませんが管理はされています。進入路や境界等はしっかりしています。特に問題はないと判断いたしましたのでよろしくをお願いいたします。 次に、9-4番について説明いたします。申請地は上狩宿集落と大平集落との中間付近にある畑になります。渡人の●●さんはもともとこの上狩宿集落の出身で現在は伊佐市大口にお住まいです。今回受人の●●さんが買い受け牛の堆肥舎の建築を考えておられます。境界等もしっかりしており何ら問題はないようであります。よろしく申し上げます。
29番委員	9-2番について説明をいたします。申請地は下手集落内の圃場整備さ

れた農地であります。現在は受人である●●さんが耕作をされておられます。今回渡人の●●さんが買ってもらえないかと相談があり話がまとまったようであります。境界，進入路等何ら問題はありませんでした。以上です。

30番委員 9-3番について説明いたします。渡人の●●さんと受人の●●さんの奥さんが親戚関係でありまして、今回●●さんの親の家を購入されまして、それに付随している畑も一緒に購入されるものでありまして何ら問題はないかと思われまます。

34番委員 9-5番について説明いたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは親子であります。今回は田だけの贈与ですが、今後は畑も贈与されるそうです。なお、一部イノシシの被害があるため水稻が作れないことから牛の飼料を作付し管理されています。境界等はしっかりしており何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

26番委員 9-6番について説明いたします。受人である●●さんは娘さんの病気に効果のあった延命草という薬草を栽培するために知り合いである●●さんに土地を探してもらっていたところ渡人の●●さんの農地を紹介され購入することになったようです。渡人の●●さんは高齢で、農機具等も持っておられないことから●●さんに農地を買ってもらえる人を探しておられていたようでした。現在、この農地は耕作されていませんでしたので、原野化しております。

次に、9-7番について説明いたします。渡人の●●さんは今まで●●さんと賃貸借の契約をされていましたが、受人である●●さんから田を貸してくれないかという相談があり●●さんとの契約を解除して●●さんと契約するとのことでありました。●●さんは農地も所有しておらず農機具も持っておられないことから農業ができないのではと伺ったところ昔農業をしたことがあり農機具は借りて対応してどうしてもできない場合は作業委託し管理するとのことでした。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の9-1番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山) 議案第2号「農地法第4条許可申請について」の9-1番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

25番委員 9-1番について説明いたします。申請地は10ページをご覧ください。神子区の大俣集落になります。申請人は畜産と水稲で認定を受けている認定農業者であります。申請地の周りは耕作放棄地で殆どが申請人の所有であります。申請地の先に2筆ほどありますが影響がないように話してあります。また、し尿については、のこ屑等で処理する為問題はないようです。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)
議長 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の9-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の9-1番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山) 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-1番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

11番委員 9-1番について説明いたします。渡人と受人は親子であります。申請地は渡人の住宅の隣にある畑でございます。境界、進入路、排水路何ら問題はございませんでした。

議長 次、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

（松山）

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9—1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9—1番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9—2番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9—2番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

12番委員 9—2番について説明いたします。申請地は国道504号線から海老川の集落の方へ約80mほど入った所になります。9月11日の現地調査の際には境界が少し不明なところがありましたが、9月19日に再調査を行いまして申請地の確認を行いました。また、地区の住民から要望がありましたありました水路の保全につきましては、鉄板を設置するなど対応されることなど特に指摘するような事項はありませんでした。以上よろしくお願いします。

議長 次、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

（松山）

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-2番について、許可することに決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-3番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-3番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いします。

14番委員

9-3番について説明いたします。申請地は国道504号線沿いにあります小川内モータースから入ったところになります。申請地は周りをブロックで囲われており、排水対策についても周りに迷惑がかからないように施工されるとのことでした。また、境界、進入路については問題ありません。よろしくお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-3番については、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-4番につい

てを議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山) 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-4番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

12番委員 9-4番について説明いたします。申請地は都市計画地区内ということで周囲はすでに宅地化が非常に進んでいるところであります。また、轟町15番12は分筆がされておりその境界もはっきり確認できました。家庭排水や汚水は合併浄化槽から町道の水路に流す計画でございまして、特に問題はないと判断いたしました。よろしくをお願いいたします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山) 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありますか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-4番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(福留) 議案第4号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長 議案説明について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)
議長

「議案第5号 非農地証明について朗読及び説明」

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

30番委員

9-1番について報告いたします。申請地は15ページをご覧ください。場所は黒鳥十文字から南に下った所になります。申請地の下側は耕作放棄地の田で右、左、上は山林でした。現地への進入路もない状態で、非農地と判断しました。以上です。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、(6)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいりません。その他で事務局より事務連絡はありませんか。

事務局

別紙資料について

- ・ 県外研修(8/22~23)のお礼
- ・ 総点検活動のアンケートについて(農業委員会活動記録簿)
- ・ 今後の農地パトロールについて

- ・山鹿市農業委員会視察研修受入れ（9/18 13：30～）
（会長，代理，下屋敷委員，帖佐委員）お礼
- ・全国農業新聞の購読申込み途中経過について
- ・11月21日地域別農業委員研修会について（文書配布）
- ・女性委員研修会・九州大会の報告とお礼（賞品）

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

（なしの声あり）

それでは，以上をもちまして，令和元年第9回総会の全てを終了いたします。ご協力，ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。
全員ご起立ください。一同礼，お疲れさまでした。

以上，会議の顛末を記載し，相違のないことを署名する

会 長

委 員

委 員